

策定年月日	平成7年3月3日
変更年月日(第1回)	平成13年4月1日
変更年月日(第2回)	平成18年4月24日
変更年月日(第3回)	平成22年6月8日
変更年月日(第4回)	平成26年9月30日
変更年月日(第5回)	令和3年2月22日
変更年月日(第6回)	令和5年9月29日

三朝町農業基本構想

三 朝 町

目 次

第 1	三朝町農業基本構想の見直しにあたって	2
第 2	三朝町農業の現状と将来構想	2
1	担い手等農家の育成	3
2	目指す地域農業のイメージ	3
3	農業構造再編の展望	4
第 3	効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1	経営モデルの基本的考え方	5
2	目標とする経営水準	5
3	経営モデルの規模等指標	6
第 4	新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標	8
1	経営モデルの基本的考え方	8
2	目標とする経営水準	8
3	経営モデルの規模等指標	8
第 5	農業を担う者の確保及び育成の考え方	9
第 6	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率かつ総合的な利用に関する事項	9
第 7	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
1	地域計画推進事業に関する事項	11
2	利用権設定等促進事業に関する事項	11
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	19
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び 確保の促進に関する事項	20
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	20
第 8	その他	21

第1 三朝町農業基本構想の見直しにあたって

本町の農業は、広大な森林からもたらされる豊かな水と河川に沿って、階段状に形成される水田基盤を中心とした稲作や大豆と少量多品目の野菜等の生産をはじめ、山の斜面を拓いた果樹の生産、酪農、肉用牛など小規模ではあるが、立地を生かした多様な生産が行われている。

近年、農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化し、農家人口の減少をはじめ、高齢化の進行、新たな担い手の確保、国際化への対応等緊急の課題となっている。

そうした中、本町では地域農業の将来について話し合い、誰がどの農地を活用し、どのような農業を進めていくのかを明らかにする「人・農地プラン」の作成と実質化を進めてきた。実質化の取り組みによって、地域農業の課題を洗い出し、地域農業の将来像を地域自らが考え共有することができた。

この度「人・農地プラン」が法定化され、市町村は地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定めることとなり、その実現のため、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集約化等を進めることとなった。

このような背景のもと、本町の農業の今後の方向性、担い手農家等の農地の利用集積等に向けた取り組み方針を明確化するため、三朝町農業基本構想を見直すこととする。

第2 三朝町農業の現状と将来構想

本町の農業構造は、昭和40年代のわが国の高度経済成長を契機に、兼業化が急速に進行し、自立経営農家の育成が課題となり、水稻、果樹、畜産の各分野において、農業構造改善事業等を導入し、水田の基盤整備、梨、りんごの果樹生産団地の造成、酪農団地等自立経営農家の育成を目指した生産基盤の拡大と効率化に取り組んできた。

しかし、時代の変遷の中で、後継者の不足、農業離れが著しく、農業農村全体の担い手不足が深刻な課題となり、特に山間部の集落では若者の流出が著しく、極端な人口の減少と人口構造のひずみにより、集落機能が低下し、水田等農地の荒廃が進み、近い将来には、集落の存続も危ぶまれる状況となっている。

これらの状況に対応するため、認定農業者等担い手への農地の利用集積を促進してきたが、貸し手農家が増大する中で、借り手農家の借地の選択傾向が強くなるほか、一つの集落内で複数の借り手農家が営農するなど不効率な状況が発生しており、農地の効率的な流動化を調整する機能が必要となっていた。

このため、従来貸し手と借り手の意思に委ねられていた農地の利用権設定について、平成27年に集落営農組織、認定農業者、法人組織等担い手の利用集積を誘導する農地利用集積調整会議を設置し、担い手の効率的かつ安定的な農業経営を支援している。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を引き続き推進する。

一方、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善や、法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体等（以下「認定新規就農者」という。）の就農定着に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積を推進する。

特に、認定農業者については、地域における中心的な経営体として、地域計画に位置付けるとともに、農地中間管理事業の活用により、農地集積の円滑な推進を図る。

また、認定農業者の育成計画において、経営指標となる経営類型別指標を見直すほか目標とす

る年間農業所得等について、他産業の就労状況等を加味しながら、見直すこととする。

併せて、認定新規就農者の就農計画において、経営指標となる経営類型別指標を見直す。

農業は、本町の基幹産業であり、中山間地域に属する本町の農村集落を維持する根源である。そして、営々と続いてきた総事と呼ばれる農道、農業用水路等の維持管理作業をはじめとする農業生産に関わる共同活動は、集落維持機能として、また農地を守る仕組みとして、現在も引き継がれており、これらの機能を維持するためにも集落営農の推進や日本型直接支払制度の活用が重要となっている。

1 担い手等農家の育成

○認定農業者

規模拡大等経営の改善を常に志向するなど意欲的に生産活動を行う農家、集落営農組織、農地所有適格法人等を地域農業の担い手とし、中山間地域という本町の立地条件を考慮し、認定農業者等担い手農家の育成目標として、1経営体あたりの年間労働時間を1,800時間程度とし、1経営体あたりの年間農業所得を概ね320万円以上とする。認定農業者に対しては今後も国・県・町事業を活用しながら支援の充実を図る。

○集落営農の推進

個人農家の規模拡大が困難な中山間地域において、集落営農は地域農業を維持するための重要な役割を担っている。すでに組織化されている集落、また、今後取り組む集落について関係機関と情報共有しながら必要な支援を行う。

○地域計画に位置付ける農業を担う者

地域計画に位置付けられる農業を担う者については、認定農業者や集落営農等のほか、規模の大小に関わらず中小規模の経営体も地域農業の担い手として期待されることであり、その育成と支援体制の充実を図る。

○水田農業担い手協議会

認定農業者、集落営農組織、法人組織等担い手で組織する「三朝町水田農業担い手協議会」は、地域の水田農業の維持・活性化を目的に、水田の利用調整や情報共有等を行っている。地域の水田農業の担い手として、今後も意見交換・支援を行う。

○第3セクターの体制強化

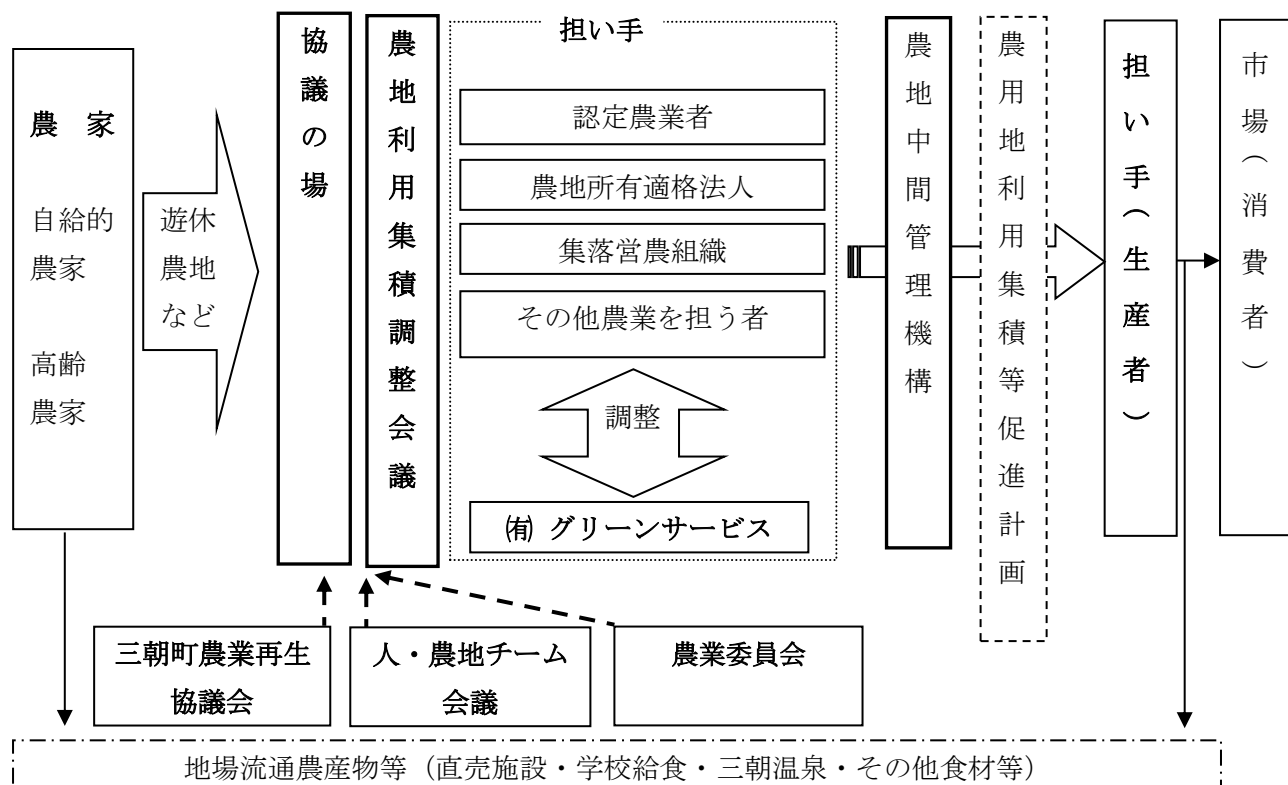
(有)グリーンサービスは、設立から26年が経過した。この間、農家戸数の減少と高齢化、遊休農地の増加など農業を取り巻く環境は大きく変化し、農家がグリーンサービスに期待する支援・サービスも変化してきている。持続可能な三朝町の水田農業の構築に向けて、担い手への農地集積の調整役や新規就農者の育成など、地域農業のサポート組織としての役割が期待されておりそのための体制強化を図る。

2 目指す地域農業のイメージ

地域農業を発展させるため、地域における営農体制の再編が必要となっている。まず、農業の核となる担い手農家を育成するため、これら農家の効率的な規模拡大を支援する農地利用集積調整会議及び農地中間管理機構の農地の利用調整機能を活用するほか、経営の効率化を目指す集落営農の推進等、担い手農家の育成・確保対策と安全で安定的な食材を生産するための生産構造を構築する。

生産振興する主な品目としては、良食味の定評がありブランド化を進めている「米」、イソフラボンを多く含み注目されている「三朝神倉大豆」に加え、「飼料作物」を耕畜連携のもとに推進する。また、新たな取組みとして水田転作としてのブロッコリー栽培に取り組み、準高冷地の条件を活かした「トマト」や直売所や学校給食に提供する「少量多品目野菜」、さらに「梨」・「畜産」など中山間地域の特色を活かした農業生産の向上を目指す。

《地域農業のイメージ》



3 農業構造再編の展望

① 耕地の利用

本町の耕地面積は 808 ha あるが、谷間に沿って細長く農地が展開する地理的条件から、水田を中心とする 1 戸あたりの経営規模は 50 a に満たない零細規模となっている。

また、高齢化の進行にともない農業従事者の減少等が発生し、農地の荒廃化が進行しつつある。このため、農業委員会では農地パトロールの結果、B 判定となった農地を速やかに非農地化する取組を行っている。このように守るべき農地と非農地化すべき農地の線引きを行いながら、守るべき農地は認定農業者や第三セクターへの農地の利用集積を図るなど、その対応に努めている。

なお、樹園地については、梨生産農家の高齢化と後継者不足から、栽培規模は年々減少しており、今後さらに進行するものと予測され、その対応が求められる。

耕地面積の推移 (予測)

区 分	現状	10 年後 (令和 10 年)
耕地面積	808 ha	675 ha
うち田	591	494
うち畑	217	181

② 農家の推移（予測）

区 分	現状	10年後（令和10年）
農家戸数	685 戸	435 戸

③ 担い手等農家の育成目標

区 分	現状	10年後（令和10年）
担い手等農家	47 経営体 集積面積 187.2 ha 現状の集積率 23.1%	73 経営体 集積面積 333 ha 集積率 49%
効率的かつ安定的な 農業経営体	28 経営体 集積面積 142 ha	37 経営体 集積面積 240 ha
個別経営体 認定農業者	16 経営体 集積面積 112 ha	20 経営体 集積面積 150 ha
基本構想水準 到達者	12 経営体 集積面積 30 ha	15 経営体 集積面積 75 ha
組織経営体 （営農一括管理）	－経営体 集積面積 ー ha	2 経営体 集積面積 15 ha
準経営体	19 経営体 集積面積 45.2 ha	36 経営体 集積面積 93 ha
新規就農者	1 経営体 集積面積 0.2 ha	3 経営体 集積面積 3 ha
人・農地プランの 中心経営体 中小規模経営体	18 経営体 集積面積 45 ha	33 経営体 集積面積 90 ha

第3 効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 経営モデル設定の基本的考え方

- ① 担い手等農家群を育成するため、効率的でかつ集約化を目指した農地の利用調整を行う。
- ② 経営モデル設定の前提条件として、三朝町における立地条件及び他産業従事者の年間労働時間、生涯所得等を考慮し、現在営まれている代表的な経営事例を設定する。
- ③ 実際には、ここで示した経営事例以外にも、多様な経営が見込まれるため、地域の特性に応じた経営モデルを柔軟に対応することとする。
- ④ 機械施設の効率的利用体系の確立により、生産性の向上を図るほか、すでに確立した生産技術を活かし、低コスト営農に努めることとする。

2 目標とする経営水準

目 標 と	年間労働時間	・主たる従事者1人あたり 概ね1,800時間
-------------	--------	------------------------

する水準	年間農業所得	・主たる従事者1人あたり 概ね320万円以上
------	--------	------------------------

3 経営モデルの規模等指標

[家族農業経営]

営農類型	経営規模	主要資本装置		経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稲＋作業受託(水稲)	<作付面積> 水稲 500a 大豆 50a <作業受託> 延べ 1,150 a	トラック1t 軽トラック トラクター30PS ローター 代かきハー ブロードキャスタ 田植機5条 コンバイン4条 動力散布機 刈り払機 播種機 灌水装置 育苗ハウス 等	1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 2台 1台 1台 1棟	複式簿記記帳 の実施により、 財務管理・資金 管理を徹底する 青色申告の実 施 苗は自家育苗 する 大豆の播種、 収穫は作業委 託、乾燥は共乾 施設を利用	・自家労働力1.5人 ・休日制の導入 ・1日8時間労働 ・農繁期の雇用労力 導入
2 果樹単一	<作付面積> ゴールト二十 40a ハウス二十 20a 新甘泉 20a 秋甘泉 20a 王秋 20a 合計120a	軽トラック トラクター25PS ローター ローターモア(自 走) スピートスプレヤ 動力運搬車 パイプハウス 等	1台 1台 1台 1台 1/6台 1台 1台	複式簿記記帳 の実施により、 財務管理・資金 管理を徹底する 青色申告の実 施	・自家労働力2.5人 ・農繁期の雇用労力 導入 ・休日制の導入 ・1日8時間労働
3 酪農単一 (つなぎ方式)	<飼養頭数> 搾乳牛 40頭 育成牛 16頭 <作付面積> 飼料作物 のべ120a	ダンプ2t 軽トラック トラクター60PS トラクター40PS バンクリナー パイプラインミルカー バルクレーン ボトムプラウ 等 畜舎	1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1/5台 1棟	複式簿記記帳 の実施により、 財務管理・資金 管理を徹底する 青色申告の実 施	・自家労働力2人 ・酪農ヘルパーの導 入 ・1日8時間労働

		堆肥施設 育成牛舎 等	1 基 1 棟		
4 肉用牛 単一	<飼養頭数> 繁殖牛 30 頭 育成牛 6 頭 <作付面積> 飼料作物 のべ 520a	トラック 1t 軽トラック トラクター 32PS ロールバレー タッピングマシン モーター テグター フロントローダー 飼料用カッター 畜舎 堆肥施設 等	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 棟 1 基	複式簿記記帳 の実施により、 財務管理・資金 管理を徹底する 青色申告の実 施	・自家労働力 2 人 ・農繁期の雇用労力 導入 ・休日制の導入 ・1 日 8 時間労働
5 イチゴ 単一	<作付面積> イチゴ高設 24a	軽トラック 動力噴霧機 炭酸ガス発生機 かん水設備 高設ベンチ耕耘機 ビニールハウス 高設ベンチ 育苗ハウス 育苗ベンチ 等	1 台 1 台 2 台 1 台 1 台 8 棟 8 組 2 棟 2 組	複式簿記記帳 により経営と家 計との分離を図 る 青色申告の実施	・自家労働力 2 人 ・休日制の導入 1 日 8 時間労働

[法人・生産組織経営]

営農類型	経営規模	主要資本装置		経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稻 + 作 業受託(水 稻)	<作付面積> 水稻 500a <作業受託> 延べ 1,200a	トラック 1t 軽トラック トラクター 30PS ロータリー 代かきハー ブロードキャスタ 田植機 5 条 コンバイン 4 条 動力散布機 育苗ハウス 等	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 棟	複式簿記記帳 の実施により、財 務管理・資金管理 を徹底する 苗は自家育苗 する 乾燥は共乾施 設を利用	・労働力 6 人 ・集落の農地は集落で 守るのを基本とし、 労力は構成員で賄 う

2 水稻＋大豆＋飼料米	<作付面積>		トラック 1t	1 台	複式簿記記帳 の実施により、財務管理・資金管理を徹底する 苗は自家育苗する 大豆の播種、収穫は作業委託、乾燥は共乾施設を利用	・労働力6人 ・集落の農地は集落で守るのを基本とし、労力は構成員で賄う
	水稻	500a	軽トラック	1 台		
	大豆	100a	トラクター 30PS	1 台		
	飼料米	100a	ロータリー	1 台		
			代かきハー	1 台		
			ブロードキャスト	1 台		
			田植機 5 条	1 台		
			コンバイン 4 条	1 台		
			動力散布機	1 台		
			育苗ハウス 等	1 棟		

第4 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標

1 経営モデル設定の基本的考え方

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の経営モデル設定の基本的考え方は、第3の第1項に定めるものとする。

2 目標とする経営水準

目標とする水準	年間労働時間	・主たる従事者1人あたり 概ね1,800時間
	年間農業所得	・主たる従事者1人あたり 概ね250万円以上

3 経営モデルの規模等指標

[家族農業経営]

営農類型	経営規模	主要資本装置		経営管理の方法	農業従事の態様等
1 イチゴ 単一	<作付面積> イチゴ高設 21a	軽トラック	1 台	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施	・ 自家労働力2人 ・ 休日制の導入 ・ 1日8時間労働
		動力噴霧器	1 台		
		炭酸ガス発生機	2 台		
		かん水設備	1 式		
		高設ベンチ耕耘機	1 台		
		ビニールハウス	7 棟		
		高設ベンチ	7 組		
		育苗ハウス 育苗ベンチ 等	2 棟 2 組		

2	果樹単一	<作付面積>	軽トラック	1台	複式簿記記帳 の実施により、 財務管理・資金 管理を徹底する 青色申告の実 施	<ul style="list-style-type: none"> ・自家労働力1人 ・農繁期の雇用労働力導入 ・休日制の導入 ・1日8時間労働
		コールト [®] 二十 30a 新甘泉 20a 秋甘泉 10a 王秋 10a 合計 70a	トラクター 25PS 1台 ローター 1台 トレンチャー 1/7台 スピート [®] スプレ [®] イ 1/7台 ローターモ [®] ア 1台 動力運搬車 1台 なし棚鉄柱鉄 線吊り棚 8a なし棚鉄柱鉄 線等 80a			
3	トマトほ か	<作付面積>	軽トラック	1台	複式簿記記帳 により経営と家 計との分離を図 る 青色申告の実 施	<ul style="list-style-type: none"> ・自家労働力3人 ・休日制の導入 ・1日8時間労働
		半促成トマト 30a 抑制キュウリ 20a ホレンソウ 10a	トラクター 25PS 1台 ローター 1台 動力噴霧機 1台 かん水ポン [®] 1台 管理機 1台 ビニールハウス等 10棟			

第5 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な農業経営を行う個別経営体や組織経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や地域で活躍する中小規模の経営体などの多様な経営体を幅広く確保し、効率的かつ安定的な農業経営を育成していく必要がある。

このため、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、主体性と創意工夫を發揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農(農業経営の開始又は農業への就業)をしようとする青年等について、町内で安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、農地の確保など、関係機関と連携して支援を実施する。

さらに、中小規模の経営体については、高齢農家や不在地主の農地を引き受けるなど、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。

第6 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地利用集積目標	農用地利用に占めるシェアの目標
333ha	49%

○効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、三朝町農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、三朝町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第7 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

三朝町は、鳥取県が策定した「鳥取県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の2の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、三朝町農業の地域特性である複合経営による多様な農業生産構造や兼業化及び高齢化の進行などに配慮し、以下の方針にそって農業経営基盤強化促進事業に取り組むこととする。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえて事業を展開する。

特に、中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度を活用し、施設・機械等の共同化等

の集落営農組織の育成を図り、耕作放棄地の発生防止・復旧を促進し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とする。

三朝町は、特定農業法人（団体）制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人（団体）制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、基本的には三朝町の基幹作物である水稻の農繁期を避けて設定することとし、開催に当たっては、町のホームページ等への掲載に加え、三朝町水田農業担い手協議会の集まりや他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、町、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を三朝町農林課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、基本的には地区単位（小鹿・三徳・三朝・高勢・賀茂・竹田）とし、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全や林地化を図る。

(3) その他地域計画達成に資するための事業に関する事項

三朝町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。

また、農地中間管理事業等の実施を促進する事業については、地域計画の達成に資するよう、積極的な取組を行い、農地の集積・集約化に努めるものとする。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による経過措置期間中においては、各区域に地域計画が策定されるまでの間、その策定等に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積・集約化を進めることができる。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養蓄の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法〔昭和27年法律第229号〕第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(イ)に掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(イ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記の(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借受者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実な場合、公共事業の施行に伴い用地買収を受ける者が、飯米確保のために代替地を取得する場合、認定新規就農者等が農業施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 3 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 3450 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は法第 7 条第 1 号に掲げる農地中間管理機構の事業特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行

うため利用権の設定を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地の用途ごとにそれぞれ定め、利用権設定等行うものとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ相当であると認められ場合に限り行うものとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 1 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 開発して農用地又は農業用施設とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から別に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② ①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 農業経営基盤強化促進法第 6 条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定めるものとする。（附則第 2 条により見なされる場合は不要）
- ② (5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ 農用地利用集積計画の定めによるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の

日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

- ① 三朝町農業委員会は、法第12条第1項の規定による農業経営改善経営計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、三朝町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ ②に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① (5)の①の規定による三朝町農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② (5)の②の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 農用地利用集積計画において、利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の位置その他の利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用

権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）その支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を掲示板への掲示により公告するものとする。

(10) 公告の効果

(9)の規定による公告をしたときには、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

三朝町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第 16 条の 2）があった場合は、その写しを三朝町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 三朝町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 三朝町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 三朝町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を三朝町の掲示板への掲示により公告する。

④ 三朝町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 三朝町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。三朝町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に連絡して協力を求めるとと

もに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1から数集落）とするものとする。

なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を三朝町に提出して、農用地利用規程の認定を受けることができる。

② 申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定を

する。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ ②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を掲示板への提示により公告するものとする。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。（以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ ②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② (5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、倉吉農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構）等の指導、助言を求めてきたときは、三朝町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組合又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業による農作業の効率化の推進措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの実情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、第三セクターの活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積調整会議と連携し、農作業の受委託のあっせんや調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

効率かつ安定的な経営体を育成するため、高い技術を有した人材の育成に努める必要がある。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営体等での実践的研修等を推進し、人材の育成に努める。

また、他産業に比べて遅れている休日制の導入等の農業従事者の態様の改善に努める必要があることから、高齢者、非農家等の労働力の活用を推進する。

さらに、鳥取中央農業協同組合が実施する農業人財紹介センターの人材派遣機能とのタイアップ及び就農相談会との連携により人材の確保に努める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

農業経営基盤強化促進事業に関する事項として掲げた1～4までの事業の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 不作付地等低利用農地の利用度の向上を図るため、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等その他農業に関する団体と協力して、低利用農用地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進するものとする。

イ 農業生産基盤整備、地力の維持増進、農業技術の普及、農産物の流通の改善、堆きゅう肥、副産物の有効利用その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

ウ 三朝町水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、水稻作、転作を通じた望ましい経営の育成を図ることとする。特に、優良農地が面的な広がりで集団的土地利用を範としつつ、転作等を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

三朝町農業再生協議会等において、農業経営基盤強化の促進方策を協議し、事業の推進を図るものとする。

農業委員会、総合事務所農林局、農業協同組合及びその他の関係団体と連携し、農業経営基盤強化の促進方策について検討する。また、第1、第2で掲げた目標や第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するため、当面行うべき対応を明らかにし、関係者が一体となって、効率的かつ安定的な経営の育成及び農用地の利用集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合等は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するため、三朝町農業再生協議会と連携し推進に努める。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化の促進に関する必要な事項については、別に定めるものとする

附 則

- 1 この基本構想は、平成7年3月3日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年6月24日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年6月8日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1 (第7の2の(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②貸借の算定基準	③借賃の支払方法	有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効果を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が提供する賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって計算される額に相当するよう定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権にかかる農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目の如何を問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価格について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき三朝町が認定した額をその費やした金額又は増価格とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②貸借の算定基準	③借賃の支払方法	有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②貸借の算定基準	③借賃の支払方法	有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経費に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。